平成２６年（フ）第５６２５号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番402―501号、申立時の住所大阪府高槻市塚原２丁目31番14号
債務者　宇佐見　拓
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４５９号
大阪府枚方市北中振１丁目３番12号
債務者　小野食品こと　小野　俊和
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５６９号
大阪府池田市鉢塚２丁目９番17号
債務者　上田設備工業所、箕面設備工業所、川西設備工業所こと　上田　周次
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡村　英祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６号
宮崎県延岡市粟野名町1589番地４、前住所宮崎県延岡市伊達町１丁目８番地　第２ナジマヤビル112
債務者　田中　昭洋
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田坂　源治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１７３号
北海道二海郡八雲町栄町94番地３　新栄町団地3001号
債務者　木下　真純
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第１７６号
函館市赤川町495番地12
債務者　石塚　雅章
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２１号
宮城県柴田郡大河原町字広表23番地４　すまいる20番館102号
債務者　市川　甘菜（旧姓梅津）
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１３８号
奈良県御所市大字櫛羅350番地の１　７号
債務者　矢嶋　　学
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４４号
奈良県香芝市畑４丁目495番地１　安川マンション35号、前住所奈良県香芝市穴虫1857番地44
債務者　奥村　雅代（旧姓森道）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１４６号
奈良県磯城郡田原本町大字笠形208番地　県営住宅９－７
債務者　川原美代子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５１号
奈良県大和高田市南陽町10番31号
債務者　谷中　　元
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１５５号
奈良県橿原市曽我町367番地の１　ヨシダハウス５号
債務者　山下　進也
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
和歌山県田辺市新庄町2433番地の３　県営住宅１－３－６
債務者　西浦尚こと　**西浦**　　尚
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第２３号
和歌山県田辺市磯間15番１号　森田方
債務者　村瀬　里味
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月２日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２７年（フ）第１８５号
沖縄県那覇市識名２丁目１番19号　コーポ識名302
債務者　大濵　安市
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９０号
沖縄県那覇市字国場914番地１　コーポながま403
債務者　座安　郁夫
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１９１号
沖縄県那覇市字国場914番地１　コーポながま403
債務者　座安　由美
1　決定年月日時　平成27年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月４日まで
那覇地方裁判所民事第３部